

○久喜市街路樹等の管理及び選定に関する条例施行規則

平成 22 年 3 月 23 日

規則第 182 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、久喜市街路樹等の管理及び選定に関する条例(平成 22 年久喜市条例第 180 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理体制)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項の規定に基づく市が行う街路樹等の管理は、次に掲げる事項に留意の上行うものとする。

- (1) 定期的に街路樹等のパトロールを実施するものとし、その内容を記録しておくものとする。
- (2) 街路樹等が植えられている地域の区長等に対し、当該街路樹等に関する情報の提供を依頼するものとする。
- (3) 埼玉県、久喜警察署、幸手警察署、東京電力株式会社、東日本電信電話株式会社等と連絡をとり、街路樹等に関する情報を収集するとともに、速やかに対応するものとする。

(化学薬品等の使用方法)

第 3 条 条例第 2 条第 2 項の規定に基づき、街路樹等の病虫害駆除にやむを得ず化学薬品等を使用する場合は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)に基づく農林水産大臣の登録を受けた農薬を使用すること。
- (2) 適用病虫害、希釈倍数等定められた使用方法で使用する。
- (3) 農薬用マスク等の防護用具を着用すること。
- (4) 必要に応じ、周辺住民等の関係者への連絡、立札の設置等、安全確保に十分努めること。

(剪定等の実施方法)

第 4 条 条例第 2 条第 3 項の規定による枝の剪定又は枝落とし(以下「剪定等」という。)は、次に掲げる事項に留意の上行うものとする。

- (1) 樹木のもつ自然仕立てを基本とし、樹木固有の美しさを保つよう行うこと。
  - (2) 生態系に配慮すること。
  - (3) けやき、いちょう、さくら等の樹高が高くなる落葉樹は、落葉したときの枝張りに配慮すること。
- 2 街路樹等が成長すること等により、次に掲げることとなったときは、前項の規定に留意することなく剪定等を行うことができる。

- (1) 街路樹等の枝、葉等が、道路構造令(昭和45年政令第320号)で定める車道の区域内にある場合で道路の路面から4.5メートル以下にあるとき又は歩道、自転車道若しくは自転車歩行者道の区域内にある場合で道路の路面から2.5メートル以下にあるとき。
- (2) 街路樹等が、道路を走行する車両等の視界の障害となり、信号機若しくは道路標識又は歩行者の確認が著しく困難となったとき。
- (3) 架空電線(低圧防護具に収めた絶縁電線を除く。)又は架空電話線(引込み線を含む。)から20センチメートル(高圧の架空電線又は変圧器の場合は、1.5メートル)以内に街路樹等の枝、葉等が接近した場合
- (4) 道路照明灯の光を、枝、葉等が著しく阻害するとき。
- (5) 枝、葉等が道路の区域を越えて民有地に進入したとき。
- (6) 別表に定める枝が発生したとき。
- (7) その他市長が特に必要と認めるとき。

(街路樹等の選定の方法)

第5条 条例第3条第1項の規定に基づき街路樹等の選定を行う場合は、埼玉県道路設計基準(道路編)(平成12年1月版)を遵守することとし、道路占用許可を受けている工作物との調和にも配慮するものとする。

2 条例第3条第1項及び第2項に規定する関係機関とは、財団法人埼玉県生態系保護協会、社団法人埼玉県造園業協会等をいう。

3 条例第3条第2項の規定に基づく住民の意見の聴取は、街路樹等植栽に係るアンケート(別記様式)によるアンケート調査により行うものとする。

(伐採、除去等の条件)

第6条 条例第5条に規定する街路樹等の伐採、除去等は、次に掲げるときに行うことができる。

- (1) 街路樹等が、台風、突風その他の自然災害により折れ、若しくは倒壊し、又は根腐れ等により枯死したことによりその機能が果たせなくなったとき。
- (2) 街路樹等の根が、公共又は個人の財産に被害を与え、放置することによってその被害が拡大するおそれのある場合で、当該根の切除では対応できないとき。
- (3) 街路樹等があることによって、事故が頻繁に発生する等交通安全の確保に特に支障があると認められるとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

別表(第4条関係)

枝の種類	内容
胴吹き	主幹から萌芽した枝
ひこばえ	樹木の地ぎわから萌芽した枝
下り枝	下向きに伸びた枝
折れ枝	折損して垂れ下がった枝
枯れ枝	枯れた枝
病虫害被害枝	病虫害によって回復の見込みのない枝で、放置すると被害が拡大する枝
逆さ枝	内側に向かって伸びた枝
車枝	樹幹の同じ位置から車輪状にはえた枝
ふところ枝	樹幹の内側にある細い枝で、成長の見込みがない枝
交差枝	他の枝と交差している枝
絡み枝	他の主な枝に絡みついたような枝
競争枝	主幹の先端でひとつの枝と対抗するように伸びている枝

別記様式(第5条関係)

街路樹等植栽に係るアンケート

年 月 日

市道 号線 工事の実施に伴い、現在当市では街路樹の植栽を計画しておりますが、皆様の御意見をお聴かせください。

路線名 市道 号線

植栽場所 久喜市 地内

1 希望の樹木に○印を付けてください。

ア ( ) イ ( ) ウ ( )

エ ( ) オ ( ) カ ( )

キ その他 [ ]

※ ( )内の常、落は、常緑樹、落葉樹の別を表す。

2 その他御意見がありましたらお聴かせください。

アンケートに御協力をいただきまして、ありがとうございました。皆様のアンケートを基に樹木を決定したいと思います。

担当課

電話番号

内線